

ETCシステムを利用して高速道路の通行料金を免れた場合に電子計算機使用詐欺罪が成立するとされた事例

- 【文献種別】 判決／横浜地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年6月9日
【事件番号】 平成27年(わ)第188号
【事件名】 電子計算機使用詐欺被告事件
【裁判結果】 有罪
【参照法令】 刑法246条の2
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25447348

事実の概要

被告人は、a株式会社に勤務していた運転手であるが、ETCシステムを利用するに際し、同システムにおいて、高速道路流入時の接地車軸数によって料金車種区分が認識され、流出時に当該区分及び通行区間によって料金が決定されることを利用して、けん引車と被けん引車の接地車軸数の合計が4車軸であり料金車種区分上の特大車(以下「特大車」という。)である連結車両で高速道路を通行するに当たり、これらの車軸のうち1車軸を一時的に上昇させることにより、同システムに、同車両の接地車軸数の合計が3車軸であり料金車種区分上の大型車(以下「大型車」という。)である旨の虚偽の情報を与えて高速道路の通行料金の一部の支払を免れようとして企てた。平成22年5月19日及び平成23年11月21日の前後2回にわたり、d高速道路e料金所において、真実は、各車両がいずれも特大車であるのに、これらがいずれも大型車であると計測させ、同計測器に接続されたETCシステムの利用による通行料金の算出等の事務処理に使用される電子計算機にその旨虚偽の情報を与えるとともに、当該計測結果を同電子計算機から送信させて同車両に搭載された車載器に挿入されたETCカードにその旨の情報をそれぞれ保有させた上、同料金所ETCレーン通過後、各車両の後前軸が自動的に降下した状態で高速道路を通行した。そして、d高速道路f料金所ほか1か所において、流出料金所設置の電子計算機に、真実は、特大車として高速道路を通行したのに、大型車であるとの虚偽の情報を送信し、株式会社

gh電算室内に設置されたETCシステムの利用による通行料金の徴収等の事務処理に使用される電子計算機に前記虚偽の情報を与えて同車両の通行料金が同表支払料金欄記載の各金額である旨の財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、前記a株式会社に特大車料金欄記載の各金額との差額の合計額である1,085円相当の財産上の不法の利益を得させたものである。

判決の要旨

本判決は、各連結車両の被けん引車に装備されていた車軸自動昇降装置は、おおむね、車軸制御弁を「下降」にした場合は後前軸が降下した状態を保持し、「自動」にした場合は、後軸の軸重が軽くなると後前軸が上昇し、重くなると後前軸が降下するというものであるところ、上記各車両は、被告人が流入料金所の直前で車軸制御弁を「下降」から「自動」に操作したことにより、設計上予定されていない一時的な後前軸の上昇が起り、流入料金所のETCレーンに設置された車軸数計測器の上を3車軸の状態通過したものの、約1～3分後の本線流入直後の時点で、既に後前軸が自動的に降下して4車軸の状態に戻っており、同状態のまま流出料金所まで数十分にわたって通行したものであって、その間積荷に変動はなかったのであるから、そもそも、上記流入料金所を通過した時点において、その後の各通行区間を後前軸が上昇した3車軸の状態で行うことができないものであったと認められるとした。そして、ETCシステムの利用による事務処理の目的は、車両の

通行区間及び同区間の通行時における料金車種区分に応じた通行料金の算出等にあるとし、このことに照らせば、被告人の各車両は3車軸の状態で行き通ることができないにもかかわらず、一時的に後前軸を上昇させて3車軸の大型車であると計測させたことは、上記事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報を与えたものというべきであるとした。

判例の解説

一 争点

本判決は、246条の2の前段の、電子計算機に「虚偽の情報」を与えて「不実の電磁的記録」を作り、財産上不法の利益を「他人に」得させたことが電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2、以下「本罪」と称する。）に当たるとした。しかし、弁護人も争ったように、被告人は、実際に3車軸の状態で行き通るETCレーンを通行しており、ETCシステムはプログラム通りに機能している以上、電子計算機に「虚偽の情報」を与えたとはいえないのではないかということが問題となる。

二 キセル乗車における消極説と ETC 不正利用

ETCの不正利用を検討するに当たって、人に対する欺罔を必要とする詐欺罪における「キセル乗車」の議論が参考になる。まず、消極説は、購入した乗車券は有効である以上、欺罔行為はなく、下車駅でも駅員は請求すべき未払運賃があることを知らない以上、処分行為もないため、詐欺罪は成立しないとす。また、キセル乗車には、鉄道営業法29条による制裁があることから、詐欺罪を認める必要がないとする¹⁾。この説によれば、本件が、仮に係員のいる料金所の事案であった場合、流入料金所では、いまだ被告人車が3車軸で走る可能性がある以上、係員を欺罔したとはいえず、流出料金所でも係員は請求すべき未払運賃があることを認識しておらず、処分行為も認められないため、詐欺罪は成立しない。

一方、本罪の成否について、「電子計算機がいわば人に代わって事務処理を行っている場面において」、財産上不法の利益を得る行為をとらえようとするものであり、人を欺罔する詐欺罪に近いものと考えられていた²⁾。そうである以上、人に

対する詐欺罪が成立しえない場面において、電子計算機が人に代わって事務処理を行っている場合には本罪は成立しえないと解すべきである。そのため、キセル乗車の消極説からはETCの不正利用についても本罪は成立しないということになる。さらに、ETCの場合にも、本罪を肯定しなくても、道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）が存在し、平成18年改正にしたがって、同法第24条第3項に基づき、定められた通行方法に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、特措法第59条に基づき30万円以下の罰金が科せられる。そうである以上、本罪の成立を無理に認める必要はないともいえる。

三 キセル乗車における積極説と ETC の不正利用

それに対し、キセル乗車について、乗車時に欺罔行為を認め、輸送という役務を取得したため、2項詐欺が成立するという見解がある（乗車駅説³⁾）。また、下車駅に欺罔行為を認め、「清算すべき未払運賃があるのに、それを秘して下車駅の改札口を通る行為」を欺罔行為とし、支払を免れたことを利益を得たとして2項詐欺が成立すると解する見解がある（下車駅説⁴⁾）。なお、高速道路の不正利用について、福井地判昭56・8・31（判時1022号144頁）は、下車駅説と同じ構成、つまり、流出料金所係員に対して欺罔を行い、支払義務を免れたとして財産上不法の利得を得たとし、利益詐欺罪が成立するとした。

しかし近年、相当数の駅で自動改札による無人化、ならびに、高速道路でもETCによる無人化が進み、人に対する欺罔を必要とする詐欺罪では対応できない状況になった。そのような中、自動改札におけるキセル乗車に対し、東京地判平24・6・25（判タ1384号363頁）は、はじめて本罪の成立を認めるに至っており、本判決もETC不正利用に本罪を肯定して、それに続く形となった。学説上、本件について、キセル乗車における乗車時説のように、流入料金所において、ETCシステムに虚偽の情報を与え、本来高速道路を利用できないにもかかわらず利用権が与えられたと見られることもできたとの見解もある⁵⁾。しかし、「利用権」といっても、流入時点では、高速道路を大型車として通行しうる事実上の地位を取得したに過ぎず、そのような利益の取得だけで、本罪の成

立を認めてもよいかには疑問が残る⁶⁾。そこで、本判決は、ETCシステムの特徴を踏まえた上で、流入料金所において、「大型車」であるという虚偽の情報を与えた上で、「特大車」で高速道路を通行し、さらに、流出料金所において「大型車」で走行したという虚偽の情報を送信するという、「二度の情報提供」によって、不実の電磁的記録を作り、勤め先に財産上の不法の利益を得させたと認めた。

ただし、そのように構成した場合であっても、前述のように、ETCシステムはプログラム通りに機能している以上、電子計算機に「虚偽の情報」を与えたとはいいがたいように見える点がなお問題として残る。本罪が規定された当時、立案担当者は、「虚偽の情報」とは、「当該システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報」とであると説明していた⁷⁾。そして、最決平18・2・14(刑集60巻2号165頁)は、クレジットカードの名義人が電子マネー購入者本人であることが当然であるという前提のもと、電子計算機にカードの情報を送信し、名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする「虚偽」の情報を送ったと判断した。本判決も、このような理解にしたがったものと考えられ、ETCシステムの利用による事務処理の目的、すなわち、「車両の通行区間及び同区間の通行時における料金車種区分に応じた通行料金の算出等」に照らせば、被告人の各車両は3車軸の状態で行うことができないにもかかわらず、一時的に後前軸を上昇させて3車軸の大型車であると計測させたことは、上記事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報を与えたものというべきであるとされた。

なお、本判決のように、ETCの不正利用について本罪を肯定する場合、既遂時期が問題となる。ETCシステムで利用されるETCカードは、基本的にはクレジット会社が発行し、カード所有者の利用料金を立替払するというシステムをとっている⁸⁾。そして、ETCシステムでは、車載器と料金所アンテナとの無線通信で、料金の支払を自動的に行っており⁹⁾、料金所に設置された路側装置から送られてきた課金情報を「中央処理装置」で最終的に料金として確定させ、その情報がクレジットカード会社に送られ¹⁰⁾、カード会社が高速道路管理会社に対して立替払した後、利用者に支払

請求がなされることになる。

既遂時期について、立案担当者によれば、本罪における利得は、詐欺利得罪とは異なり、事実上財産を自由に処分できるという利益を得ることや、債権者の追及が事実上不可能に近い状態を現出して債務を免れることを含み、必ずしも実際に権利又は義務の得喪、変更の効果が生じることを要しない¹¹⁾。本事案において「債権者の追及が事実上不可能に近い状態を現出して債務を免れた時点」とは、ETCシステムの「中央処理装置」で最終的に料金として確定された時点であるといえ、この時点で本罪は既遂に至ると考えられる。なぜなら、ここで確定された請求金額は、自動的にカード会社に送られた後、利用者に請求されることから、行為者の債務免脱が確定的になった時点といえるからである。

最後に、本判決が、被告人が勤務先であるa株式会社に財産上の不法の利益を得させたと認定したため、行為者に、第三者が財産上不法の利得を得る意思(利得目的)が必要となっている¹²⁾。本罪で要求される「利得目的」は、他人の財物を不法に領得する目的(不法領得の意思)より広いとされる¹³⁾。相手方となる第三者は、實際上、行為者と特別な関係を有している必要があるが¹⁴⁾、本件では、勤務先であるa株式会社と被告人とは特別な関係にあったと当然に認められる事案であった。

四 本罪における「虚偽の情報」

前述のとおり、本罪の立法趣旨に鑑み、人に対する詐欺罪が成立しえない場面において、電子計算機が人に代わって事務処理を行っている場合には本罪は成立しえないと解すべきである。したがって、前述のように、キセル乗車における消極説を採用する場合、ETCの不正利用においても本罪の成立は否定されることになる。

それに対し、積極説を採ったとしても、ETCの不正利用についても当然に本罪の成立が認められることにはならないことに注意が必要である。なぜなら、人に対して行えば欺罔行為であり、詐欺罪を構成する行為であっても、コンピュータに対して行われた場合には「虚偽の情報」に当たらず、本罪を構成しない場合も生じうるからである¹⁵⁾。人は、その人の経験・知識や社会的常識などに基づき、相手の行為の意味を把握することができる

のに対し、電子計算機は、人とは異なり、プログラムにしたがって入力された情報を処理することしかできない。たしかに、判例の立場として、当該電磁的記録の内容を実質的・合理的に解釈し、形式的には真実と異なる情報が含まれていなくても、真実と異なる情報が含まれていると見るべき場合は、虚偽の電磁的記録に当たるとする考え方をとっているとの評価もある¹⁶⁾。しかし、元々、立案担当者は、「入力された情報を完全に離れた実質判断」を肯定していたわけではない。その証拠に、窃取に係るプリペイドカードを使用して財産上の利益を得た場合、それだけでは、虚偽の情報を電子計算機に与えたとはいえないとしていたのであり¹⁷⁾、やはり、入力された情報を離れ、さらに、電子計算機が認識する範囲を超えて、実質的、合理的な観点から虚偽の判断がなされるべきではないのである。

したがって、本罪における「虚偽の情報」という観点から、ETCシステムがどのような目的を持ち、どのような情報をシステム上処理していたのかが検討されなければならない。ETCシステムは、「無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み¹⁸⁾」であり、ETCに使用される車両検知器には、車両検知機能、後退検知機能、軸数検知機能、高度(3.3m)検知機能等があり、とくに、軸数検知は、車両退出時に機能する¹⁹⁾。本件では、流入・流出料金所双方のETCシステムが、本件被告人の車両が「大型車」だという情報を検知したことにより、料金請求に当たって、該当区間を被告人は「大型車で走行した」と解釈された。そのため、本件の被告人の料金所通過行為は「虚偽の情報」を与えたものと評価されうることになる。

以上のように、本罪における情報の虚偽性の判断に当たっては、与えられた情報それ自体からは電子計算機が認識不可能な事情を考慮に入れたり、システム上検知できない情報を考慮すべきではないということが確認されなければならない。

●—注

- 1) 東京高判昭35・2・22 東高判時報11巻2号43頁、平川宗信『刑法各論』(有斐閣、1995年)372頁、曾根威彦『刑法各論〔第4版〕』(弘文堂、2008年)148頁、山中敬一『刑法各論〔第2版〕』(成文堂、2009年)351頁、松宮孝明『刑法各論講義〔第4版〕』(成文堂、2016年)260頁。
- 2) 米沢慶治『刑法等一部改正法の解説』(立花書房、1988年)

- 116頁。
- 3) 大阪高判昭44・8・7 刑月1巻8号795頁、大塚仁『刑法概説(各論)〔第3版増補版〕』(有斐閣、2005年)264頁(当初からキセル乗車の意思で乗車した場合)、藤木英雄『刑法講義各論』(弘文堂、1976年)315頁、中森喜彦『刑法各論〔第3版〕』(有斐閣、2011年)122頁。
- 4) 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会、2003年)216頁、大塚・前掲注3)265頁(乗車後にキセル乗車の意思が生じた場合)、福田平『全訂刑法各論〔第3版増補〕』(有斐閣、2002年)259頁、内田文昭『刑法各論〔第3版〕』(青林書院、1997年)318頁、西田典之『刑法各論〔第6版〕』(弘文堂、2012年)199頁、林幹人『刑法各論〔第2版〕』(東京大学出版会、2007年)244頁、山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣、2012年)261頁、伊東研祐『刑法講義各論』(日本評論社、2011年)199頁、高橋則夫『刑法各論〔第2版〕』(成文堂、2014年)315頁、松原芳博『刑法各論』(日本評論社、2016年)273頁。
- 5) 穴沢大輔「判批」上法59巻3号(2015年)372頁。
- 6) 山口・前掲注4)261頁参照。
- 7) 米沢・前掲注2)122頁。藤井敏明「判解」最判解刑事篇平成18年度(2009年)71頁。
- 8) ETCカードには、クレジット会社が立替払をするもののほかに、口座引き落としを利用するETCパーソナルカードもある。一般財団法人ITSサービス高度化機構「ETCカードについて」<http://www.go-etc.jp/detail/card/index.html>(2016年7月22日閲覧)。
- 9) NEXCO東日本「ETCの仕組みについて」http://www.driveplaza.com/traffic/tolls_etc/etc_beginner/mechanism.html(2016年7月22日閲覧)。
- 10) 東芝「ETC料金収受システム」https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/private/tec_book/tec200909.pdf(2016年7月22日閲覧)。
- 11) 米沢・前掲注2)129頁。
- 12) 穴沢・前掲注5)373頁。
- 13) 松宮・前掲注1)254頁。
- 14) 不法領得の意思に関する裁判例として、大判大5・9・28 刑録22輯1467頁、大阪高判平12・8・24 判時1736号130頁。
- 15) 橋爪隆「電子計算機使用詐欺における『虚偽』性の判断について」研修786号(2013年)5頁。
- 16) 高嶋智光「判批」研修778号(2013年)19頁以下。
- 17) 米沢・前掲注2)125頁。
- 18) 一般財団法人ITSサービス高度化機構「ETCシステム利用規程」<http://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>(2016年7月21日閲覧)。
- 19) 安本浩二=日浦禎=山村辰男「ETC用車両検知器」富士時報75巻2号(2002年)(http://www.fujelectric.co.jp/about/company/jihou_2002/pdf/75-02/08.pdf(2016年7月21日閲覧))。